

「経営改善支援対策」の実施状況及び今後の対応について

▶ 「経営改善支援対策」の実施状況

1. 中小企業庁、各経済産業局、中小企業基盤整備機構の地域本部、信用保証協会・日本政策金融公庫・商工組合中央金庫の各支店、各県の中小企業再生支援協議会に「経営改善・資金繰り相談窓口」を設置する（全国約 580 ヶ所）。

【実施状況】

- ・ 4 月 26 日現在で 45,562 件（速報値）の相談受付（資料 2 参照）。

2. 本部を構成する関係機関により、中小企業・小規模事業者に対する関係施策の周知及び積極活用を推進する。

【実施状況】

- ・ 新聞広告掲載やチラシの配布など、中小企業庁及び関係機関で積極的な広報を実施（資料 3 参照）。
- ・ セーフティネット貸付や借換保証については着実に実績が上がってきている状況であるが、経営改善計画策定支援事業の利用実績については、伸び悩みが見られる（資料 4 参照）

3. 日本税理士会連合会、日本弁護士連合会、金融機関団体、その他の団体に対して、関係施策の周知を中小企業庁及び業所管部局から要請する。

【実施状況】

- ・ 日税連、日弁連、金融機関団体、中小 4 団体に対して、中小企業庁長官から要請文を発出し、施策の周知を徹底（3/8 付け）。
- ・ 経産省業所管部局から、業界団体に対して、施策の周知を徹底（経産省所管 724 業種のうち 468 業種に周知済み）。
- ・ 施策の周知状況含めた業界団体へのヒアリング調査では、8 割程度の団体で「周知されている」との回答（資料 6 参照）。

4. 認定支援機関に対して、中小企業庁及び経済産業局が説明会を実施し、関係施策の周知及び積極活用を要請する。また、金融円滑化法の期限到来後の金融機関による条件変更や資金供給の対応状況等について、認定支援機関（税理士、弁護士等）に情報収集・提供を要請する。

【実施状況】

- ・ 認定支援機関向け説明会はこれまで 51 ヶ所で開催。
- ・ 4 月以降、金融機関の対応に変わりがないか、認定支援機関に対してアンケート調査を実施。概ね、その対応に変化はないが、金利引き上げなど、一部対応の変化の動きが見られた。

5. 副大臣・大臣政務官が、各地域を分担して、地域の実情をきめ細かく把握し、本対策を推進する。このため、全国各地において、副大臣・大臣政務官及び事務方が分担しつつ、中小企業・小規模事業者との意見交換会を開催する。

【実施状況】

- ・ これまでに 11 地域（沖縄県那覇市（平政務官）、北海道帯広市、岐阜県岐阜市（佐藤政務官）、広島県広島市、岩手県北上市、徳島県徳島市、熊本県熊本市、山形県鶴岡市（佐藤政務官）、香川県高松市、北海道千歳市（平政務官）、宮崎県宮崎市）で開催。今後、4 地域（富山県富山市、大阪府堺市、兵庫県神戸市、山口県下関市）で開催予定。
- ・ 事業者からは、金融円滑化法の期限到来による金融機関の融資対応に概ね変化はないが、金融機関の融資対応が今後変化していくのではないかと不安の声が聞かれた（資料 7 参照）。

➤ 今後の対応

引き続き、「経営改善支援対策」の実施に全力を挙げていくとともに、同対策の実施状況等を踏まえ、以下の運用改善を実施。

- ・ 経営改善計画策定支援事業について、相談・申請受付窓口の拡充やわかりやすい認定支援機関向けマニュアル・Q&A資料の作成など、利用者の利便性向上に向けた運用見直しを行う。